

とちぎネットアンケート実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、インターネットを利用して行う県政に関するアンケート（以下「とちぎネットアンケート」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 とちぎネットアンケートは、県民意識の傾向及び県民ニーズを把握し、県政に反映させることにより、県民の県政への参画や、協働による県政の推進等に資することを目的とする。

(協力者の資格)

第3条 とちぎネットアンケートの協力者（以下「協力者」という。）となることができる者は、県内に居住する満15歳以上（中学生を除く）で、インターネットのウェブサイトの閲覧及び電子メールを日本語で利用でき、かつ、使用する機器及びインターネットへの接続に要する経費を負担できる者とする。ただし、次に掲げる者は協力者となることができない。

- (1) 国又は地方自治体の議会議員（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する議員）
- (2) 常勤の国家公務員及び栃木県職員（教員を除く。）

(協力依頼事項)

第4条 協力者への依頼事項は、次のとおりとする。

- (1) 県政に関するとちぎネットアンケートに対する回答
- (2) その他本制度の目的を達成するために依頼する事項

(応募及び登録)

第5条 協力者になることを希望する者は、栃木県のホームページから所定の応募フォームに必要事項を入力し、申し込むものとする。

2 県は、応募から2週間以内に、第3条に定める要件を確認して登録する。

3 第1項で届け出た必要事項に異動が生じた場合は、協力者はその旨を速やかに県あて連絡する。

(登録の抹消)

第6条 県は、協力者が次に掲げる事由に該当したときは、前条第2項に定める登録を抹消する。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 登録抹消の申し出があったとき

(3) とちぎネットアンケートへの参加が全くない場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、協力者としてふさわしくないと認められるとき

(謝礼)

第7条 協力者が第4条に定める事項を行ったときは、謝礼を贈るものとする。

(回答結果の利用・公表)

第8条 とちぎネットアンケートの結果は第2条の目的に沿って利用するとともに、栃木県のホームページ上で公表する。

(個人情報)

第9条 協力者の個人情報の取り扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて適正に行うものとする。

(本制度の内容の変更並びに停止及び廃止)

第10条 県は、予告なしに本制度の内容の一部若しくは全部を変更、停止及び廃止する場合がある。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

2 「栃木県県政モニター設置要領」（平成14年4月1日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から実施する。